

各都道府県私立学校主管課長 殿

スポーツ庁参事官（地域振興担当）  
田 中 一 明

令和6年度私立学校施設整備費補助金（学校体育諸施設補助）  
の事業計画の募集について（通知）

平素より私立学校における学校体育諸施設の整備充実にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

この調査は、私立学校施設整備費補助金（学校体育諸施設補助）の令和6年度当初予算における事業計画の募集を行うものです。つきましては、下記のとおりとしますので、国庫補助事業の処理に遺漏のないようお取り計らい願います。

また、令和6年度事業より、学校水泳プール新改築事業について、一般開放の要件を緩和しましたのでご検討をお願いいたします。

なお、標記補助金については、令和6年度予算の成立をもって、予算額の範囲内で交付の決定を行うこととしている旨、あらかじめ申し添えます。

記

1 国庫補助事業の事務処理方針

各都道府県私立学校主管課は、「令和6年度私立学校施設整備費補助金（学校体育諸施設補助）事務処理方針（別紙1）」に基づき、国庫補助事業の対象となる事業について選定し、スポーツ庁に提出願います。

2 事業計画書の提出等

- (1) 提出期限 令和6年3月7日（木）
- (2) 提出資料及び部数

「事業計画書作成要領（別紙2）」により作成してください。なお、説明聴取は実施しないので、貴都道府県において内容等を十分に精査願います。また、該当の無い場合もその旨メールにて回答願います。

<今後のスケジュール（案）>

- 令和6年度交付申請希望調査<スポーツ庁> 1月24日 ← 今回依頼
- 調査回答<設置者> 3月7日
- 内定・交付申請書の提出依頼<スポーツ庁> 4月下旬
- 交付申請書の提出<設置者> 5月中旬
- 交付決定<スポーツ庁> 6月上旬

**【問合せ先】**

スポーツ庁参事官（地域振興担当）付 施設整備係

TEL：03-5253-4111（内線 2672）

E-mail：stiiki@mext.go.jp

## 令和6年度私立学校施設整備費補助金（学校体育諸施設補助）事務処理方針

## 1 一般の方針

- (1) 補助対象の条件、補助の対象となる施設、面積、経費及び国庫補助金額等については、別添「私立学校施設整備費補助金（学校体育諸施設補助）交付要綱」及び「令和6年度私立学校施設整備費補助金（学校体育諸施設補助）の概要（案）」（以下、概要案という。）による。
- (2) 令和6年度実施計画事業で、かつ敷地の整地が終了している等建築計画に無理がなく、年度内に事業が完了する見込の確実なものを対象とする。
- (3) 当該施設の未設置校に配慮し、改築については老朽化等により特に必要と認められる事業を対象とする。
- (4) 学校体育施設のバリアフリー対策については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の趣旨を踏まえること。

## 2 事業別の方針

- (1) 水泳プール（屋外）新改築
  - ① 水泳プールの整備に当たっては、「プールの安全標準指針(平成19年3月文部科学省・国土交通省)」に十分留意し、排（環）水口等についての事故防止措置が講じられるものを対象とする。
  - ② 水泳プールは簡易構造のものは補助対象としない。
  - ③ 浄水型水泳プールは、地盤改良を行い、かつ浄水システムを有するものであり、地盤改良を施していないもの及び移動式の浄水装置のみのものについては、浄水型水泳プールには該当しない。ただし、地盤改良を施す必要のないものについては、この限りではない。  
**※令和6年度募集より「学校教育上支障のない限り一般に対しての学校開放への配慮」は要件としません。**
- (2) 水泳プール上屋新改築  
屋外水泳プールの利用期間の延長を図るためのものを対象とする。
- (3) 水泳プール耐震補強  
既設水泳プールの耐震補強のため、給排水管の免震処理、設備機器の固定及び水槽のFRP、ステンレス化等を行う事業を対象とする。
- (4) 中・高等学校武道場新改築  
原則として、床の構造について、緩衝効果に配慮したものを対象とする。

## 3 その他

事業計画が補助事業として採択された場合は、別添3の「建設工事に係る補助事業遂行に当たっての留意事項」（工事契約等における国の手続き等）を参考に補助事業の適正性、効率性、透明性の確保に努めること。

なお、各都道府県から提出のあった事業計画が全体予算額を超過する場合、予算の範囲内において減額して交付決定する場合がある。

## 事業計画書作成要領

## 1 対象事業

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| (1) 水泳プール（屋外）新改築 | (2) 水泳プール上屋新改築   |
| (3) 水泳プール耐震補強    | (4) 中・高等学校武道場新改築 |

## 2 提出部数等

別紙様式1、2及び添付資料を電子メールにて送付すること。

【提出先】 stiiki@mext.go.jp

## 3 添付資料

- (1) 工事費算定表
- (2) 施設の配置図、平面図（対象となる面積が確認できるもの）及び関係施設のある場合は、それを含めた当該施設の配置図
- (3) 工事費設計内容内訳書（工事費内訳書）、見積書等の根拠資料。なお、対象外経費に当たる項目については、目印を附すこと。
- (4) その他参考となる資料

## 4 記入要領

Excelファイルで送付している事業計画書での作成については、計算式等を入力している箇所もあることから、「工事費算定表」、「様式1」、「様式2」の順番で作成すること。

## 【工事費算定表】

## (1) 事業の内容

- ① 事業細目 … リストから選択すること。
- ② 併行事業名 … 併行する補助事業がある場合に限り、リストから選択すること。
- ③ 設置者名 … 学校法人名を記入すること。
- ④ 施設の名称 … 学校名及び当該施設の名称を具体的に記入すること。
- ⑤ 補助面積 … 国庫補助対象面積を記入すること。なお、概要案に記載されている「補助対象面積」を超えることはないので注意すること。
- ⑥ 補助単価 … 自動入力。
- ⑦ 補助事業費 … 自動入力。

## (2) 契約の内容

- ① 契約（予定）年月日 … 契約（予定）年月日を記入すること。
- ② 着工（予定）年月日 … 着工（予定）年月日を記入すること。
- ③ 完成（予定）年月日 … 完成（予定）年月日を記入すること。なお、作成時点において、令和6年3月31日を超えることはないので注意すること。
- ④ 実施面積 … 実際に工事を行う面積を記入すること。
- ⑤ 補助対象工事費 … 自動計算。
- ⑥ 実施単価 … 自動計算。

## (3) 対象工事費算出表

工事費設計内容内訳書（工事費内訳書）、見積書等に基づき、今回補助を受けようとする施設の補助対象となる経費を記入すること。なお、記入に当たっては、「別添1 対象経費一覧」も参照すること。

## (4) 対象外工事費算出表

工事費設計内容内訳書（工事費内訳書）等、見積書に基づき、今回補助を受けようとする施設の補助対象外となる経費を記入すること。なお、記入に当たっては、「別添2 対象外経費算出方法」も参照すること。

## 【様式1】

- (1) 事業細目 … リストから選択すること。
- (2) 設置者名 … 自動入力。

- (3) 施設の名称 … 自動入力。
- (4) 建築場所 … 番地まで正確に記入すること。
- (5) 予算書 … 該当項目の□を確認するとともに、必要事項を記入すること。
- (6) 資金計画 … 工事に要する経費及びその負担区分を記入すること。  
なお、寄附金にあつてはその内容を具体的にその他欄に記入すること。
- (7) 契約状況 … リストから選択すること。
- (8) 敷地の状況 … 該当項目の□を確認するとともに、未決定の場合はその理由を略記すること。
- (9) 全事業実施計画 … 他の施設との複合施設又は複数の建物等の建築に係る見積りが一の場合は、「施設の構造(材質)」「面積」「面積の算出基礎」「補助事業に要する経費」の欄に今回補助を受けようとする施設について記入し、それ以外については「その他の経費」欄に記入すること。  
建物については、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造等の区別を、水泳プールについては水槽の構造を鉄筋コンクリート、FRP、ステンレス、鋼板、アルミ等と明記すること。
- (10) 面積算出の基礎 … 例えば、水泳プールについては水槽の長さ及び巾を「○m×○m」と記入すること。変形プール、建物等この欄に記入することが出来ない場合は適宜別紙により求積表等を添付すること。
- (11) 工事費 … 自動入力。
- (12) 実施建築単価 … 自動計算。なお、工事費算定表の「実施単価」と一致しているか確認すること。
- (13) その他の経費 … 補助の対象と認められていない経費を記入すること。
- (14) 国庫補助事業分 … 自動入力、または自動計算。
- (15) その他 … ① 「水泳プール(屋外)新改築」のうち耐震強化の観点から地盤改良を行うものについては「耐震強化」、浄水型については「浄水型」と記入すること。また、それぞれについて、地盤改良の工法を記入すること。  
② 「水泳プール耐震補強」の場合は、既存施設の国庫補助の有無に関わらず状況を記入すること。  
③ 資金計画について、移転補償費、火災保険金、指定寄附金が含まれる場合はその旨を記入し、移転補償費、火災保険金の場合は補償等の対象となった施設の状況を記入すること。  
④ その他特記事項があれば、簡潔に記入すること。
- (16) 新・改築 … 現在設置している施設について、老朽化等により同様の施設に建て替える場合は「改築」と記入し、建築年月及び経過年数も記入すること。また、現在未設置の場合は「新築」と記入すること。  
なお、既存施設の主たる構造を残して行う改修・改造事業は対象とならないので注意すること。

## 【様式2】

(1) 補助事業細目：リストから選択すること。

(2) 備考：

- ① 水泳プール(屋外)新改築 … 耐震強化の観点から地盤改良を行うものについては「耐震強化」、浄水型については「浄水型」と記入すること。
- ② 中・高等学校武道場新改築 … 「柔剣道場」、「柔道場」、「剣道場」、「銃剣道場」「相撲場」、「なぎなた場」、「弓道場」の別を記入し、「弓道場」については補助対象経費も記入すること。  
(記載例) 補助対象経費：00,000千円
- ③ 水泳プール耐震補強 … 補助対象経費を記入すること  
(記載例) 補助対象経費：00,000千円